最終更新日:2016年6月24日

第一生命保険株式会社
代表取締役社長 渡邉 光一郎
問合せ先:第一生命保険株式会社 経営企画部 03-3216-1211
証券コード:8750
http://www.dai-ichi-life.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、お客さま、株主、社会、従業員等のマルチステークホルダーからの負託に応え、その持続的な成長と中長期的な企業価値向上を実現するため、経営の監督と業務執行のバランスを取りつつ、透明・公平かつ迅速・果断な意思決定を行うことを目的として、コーポレートガバナンス基本方針の定めるところにより、コーポレートガバナンス体制を構築します。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則4-1-3】
現状においては、「最高経営責任者等の後継者の計画(プランニング)の策定」について取締役会での監督は行っておりません。ただし、当社では、これまでも取締役の選任について、当該候補者の選任理由および適格性を明らかにしたうえで指名委員会への諮問を行い、取締役会において決議することとしております。このように、最高経営責任者候補となる取締役の選任にあたって、指名委員会および取締役会において当該候補者の選任理由および適格性を確認するプロセス全体をもって適切な最高経営責任者等を選定する態勢としております。現在、より適切な経営体制の構築に向けて、取締役(最高経営責任者含む)の選任プロセスの充実について検討しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4】
コーポレートガバナンス基本方針にて、政策保有株式に関する方針および政策保有株式に係る議決権の行使の考え方について開示しています。また、主要な政策保有株式について有価証券報告書およびホームページにて開示を行うとともに、毎年取締役会において主要な政策保有株式の保有の狙いや合理性について検証を行います。

<コーポレートガバナンス基本方針(抜粋)>
〇政策保有株式
(1) 基本的な考え方
当社は、生命保険事業における資産運用の一環として原則として純投資目的で株式を保有するが、業務提携による関係強化等、純投資以外のグループ戦略上重要な目的を併せ持つ政策保有株式も一部保有する。
(2) 保有状況の確認
主要な政策保有株式について、中長期的な経済合理性や将来の見通し等を検証の上、その保有の狙い・合理性について取締役会で毎年度確認する。保有の合理性が認められない場合に加え、純投資としての保有意義も認められない場合は、売却を行う。
(3) 議決権行使
政策保有株式に係る議決権行使は、政策保有株式以外の株式と同一であり、別に定める議決権行使基準に則り、適切に対応する。

<有価証券報告書>
(http://www.dai-ichi-life.co.jp/investor/financial/report/pdf/2015.pdf)

【原則1-7】
コーポレートガバナンス基本方針にて、関連当事者間取引の手続きを定め、開示しています。

<コーポレートガバナンス基本方針(抜粋)>
〇関連当事者間取引
(1) 会社と役員との取引
当社が役員との間で法令に定める競業取引および利益相反取引を行うにあたっては、必ず取締役会による承認を得ることとする。また、当該取引を実施した場合には、法令の定めるところにより、その重要な事実を適切に開示する。
(2) 内部者取引
当社は、当社関係者による当社株式等の内部者取引を未然に防止するため、当社重要事実管理ならびに役職員等による当社株式等の売買等に関して遵守すべき事項を定め、厳格な運用を行う。

【原則3-1】
当社の経営理念について、グループミッションとしてホームページやアニュアルレポート等で開示を行うとともに、経営戦略、中期経営計画について、ニュースリリースを行っています。
また、コーポレートガバナンスに関する当社の基本的な考え方と基本方針について、コーポレートガバナンス基本方針として開示しています。
同基本方針において、取締役・監査役・執行役員の選任に係る方針・手続および取締役・執行役員の報酬決定に係る方針・手続を定め、開示しています。
なお、取締役・監査役候補者および執行役員の個々の選任理由について、株主総会招集通知やニュースリリースにて開示しています。

＜グループミッション＞
(http://www.dai-ichi-life.co.jp/company/info/group/group_mission.html)

＜中期経営計画＞
(http://www.dai-ichi-life.co.jp/company/news/pdf/2014_107.pdf)
(http://www.dai-ichi-life.co.jp/company/news/pdf/2015_012.pdf)
(http://www.dai-ichi-life.co.jp/company/news/pdf/2016_002.pdf)

＜コーポレートガバナンス基本方針＞
(http://www.dai-ichi-life.co.jp/company/info/control/pdf/index_001.pdf)

＜株主総会招集通知＞
(http://www.dai-ichi-life.co.jp/investor/share/meeting/pdf/index_032.pdf)

【補充原則4-1-1】
コーポレートガバナンス基本方針にて、取締役会の役割およびその権限の委任の範囲について定め、開示しています。

＜コーポレートガバナンス基本方針（抜粋）＞
〇取締役会の役割
取締役会は、法令、定款および当社関連規程の定めるところにより、経営戦略、経営計画その他当社の経営の重要な意思決定および業務執行の監督を行う。これらの事項を除き、業務執行に係る意思決定を迅速に行うため、業務執行に係る権限の多くを各業務を担当する執行役員に委任する。

【原則4-8】
取締役17名中5名が社外取締役であり、全員を独立役員として東京証券取引所に届け出ています。

【原則4-9】
社外役員の独立性基準を定め、ホームページ等にて開示しています。また、本報告書の「1.(4)その他独立役員に関する事項」にも社外役員の独立性基準を記載しています。

＜社外役員の独立性基準＞
(http://www.dai-ichi-life.co.jp/company/info/control/pdf/index_003.pdf)

【補充原則4-11-1】
コーポレートガバナンス基本方針にて、取締役会全体の構成に関する考え方について定め、開示しています。

＜コーポレートガバナンス基本方針（抜粋）＞
〇取締役会全体の構成
取締役会は、取締役に求められる義務を履行可能な者の中で、様々な知識、経験、能力を有する者により構成し、定款の定めに従い、取締役の員数を20名以内とする。また、社外の企業経営者や学識経験者等、豊富な経験および見識を有する者による意見を当社の経営方針に適切に反映させるため、社外取締役を複数名選定する。
〇取締役の選任
取締役会は、社内取締役候補者について、当社の経営を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識および経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者を選任する。また、社外取締役候補者について、監督機能を十分に発揮するため、原則として次に掲げる事項を充足する者を選任する。
・企業経営、リスク管理、法令遵守等内部統制、企業倫理、経営品質、グローバル経営、マクロ政策等のいずれかの分野における高い見識や豊富な経験を有すること
・別に定め開示する社外役員の独立性基準に照らし、当社の経営からの独立性が認められること
取締役会は、執行役員について、会社の業務に精通しその職責を全うすることのできる者を選任する。
取締役候補者および執行役員の選任について、指名委員会にて審議、取締役会にて決定することとし、選任理由を開示する。
〇取締役の任期
取締役の任期は、定款の定めるところにより、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。なお、社外取締役については、独立性確保の観点から、在任期間の上限を8年とする。

【補充原則4-11-2】
コーポレートガバナンス基本方針にて、取締役および監査役が当社以外の役員等を兼任する場合の兼任範囲の考え方について定め、開示しています。また、重要な兼任の状況について、株主総会招集通知にて開示しています。

＜コーポレートガバナンス基本方針（抜粋）＞
〇取締役の兼任
取締役が当社以外の役員等を兼任する場合、取締役としての善管注意義務および忠実義務を履行可能な範囲に限るものとする。また、重要な兼任の状況について毎年開示する。
〇監査役の兼任
監査役が当社以外の役員等を兼任する場合、監査役としての善管注意義務および忠実義務を履行可能な範囲に限るものとする。また、重要な兼任の状況について毎年開示する。

＜株主総会招集通知＞
(http://www.dai-ichi-life.co.jp/investor/share/meeting/pdf/index_032.pdf)

【補充原則4-11-3】
コーポレートガバナンス基本方針にて、毎年、自己評価等の方法により、取締会の有効性・実効性の分析を行う旨定めるとともに、その結果の概要について、ホームページにて開示しています。

＜コーポレートガバナンス基本方針（抜粋）＞
〇取締役会の実効性評価
取締役会は、意思決定の有効性・実効性を担保するために、毎年、自己評価等の方法により、会議運営の効率性および決議の有効性・実効性について分析を行い、その結果の概要を開示する。

＜取締役会の自己評価＞
（http://www.dai-ichi-life.co.jp/company/info/control/pdf/index_004.pdf）

【補充原則4-14-2】
コーポレートガバナンス基本方針にて、取締役および監査役のトレーニング方針を定め、開示しています。

＜コーポレートガバナンス基本方針（抜粋）＞
〇取締役および監査役のトレーニング
当社は、社外取締役・社外監査役を含む取締役・監査役に対して、就任の際における当社の事業・財務・組織等に関する必要な知識の習得、取締役・監査役に求められる役割と責務を十分に理解する機会の提供および在任中におけるこれらの継続的な更新を目的に、個々の取締役・監査役に適合したトレーニングの機会の提供・斡旋やその費用の支援を行う。

【原則5-1】
コーポレートガバナンス基本方針にて、株主との対話に関する基本的な考え方を定めるとともに、それを実現するための方針をIRポリシーとして定め、開示しています。

＜コーポレートガバナンス基本方針（抜粋）＞
〇 株主との対話に関する基本的な考え方
当社は、経営幹部を筆頭にIR活動を展開する。IR活動を通じ、株主・投資家等に対し、経営戦略および財務・業績状況等に関する情報を適時・適切に開示するとともに、株主・投資家等との対話を充実させる。当社の経営戦略等を的確に理解していただけるように努めることで、株主・投資家等からの信頼と適切な評価を得ることを目指す。また、当社は、IR活動を通じて収集した有用な意見、要望について、経営会議や取締役会にフィードバックし、企業価値の向上に役立てる。

＜IRポリシー＞
（http://www.dai-ichi-life.co.jp/investor/policy.html）

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	61,339,000	5.12
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	47,927,772	4.00
株式会社みずほ銀行	45,000,000	3.75
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	42,887,900	3.57
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	31,518,388	2.63
THE BANK OF NEW YORK MELLON SA/NV 10	29,218,783	2.43
上田八木短資株式会社	25,392,200	2.11
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	25,000,000	2.08
株式会社三菱東京UFJ銀行	22,000,000	1.83
GOLDMAN, SACHS& CO,REG	17,599,442	1.46

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	保険業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1兆円以上
直前事業年度末における連結子会社数	50社以上100社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数 更新	17 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	5 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	5 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
舩橋 晴雄	他の会社の出身者								○			
宮本 みち子	学者											
ジョージ・オルコット	学者								○			
佐藤 りえ子	弁護士								○			
朱 殷卿	他の会社の出身者								△			

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
舩橋 晴雄	○	当社の取引先であるシリウス・インスティテュート株式会社の業務執行者です。同社と当社の間には、同社が主催・運営する研究会への会費支払等の取引がありますが、同社の売上の2%未満であり、当社の定める社外役員の独立性基準を満たしていることから、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断し、詳細につきましては記載を省略します。	当社の定める社外役員の独立性基準および東京証券取引所の定める独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと考えられるため、独立役員に指定しています。また、長年にわたる行政機関における経験や、企業倫理・経済倫理の専門的な知識を有しており、経営に対する客観性、中立性ある助言を期待しています。
宮本 みち子	○	―――	当社の定める社外役員の独立性基準および東京証券取引所の定める独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと考えられるため、独立役員に指定しています。また、社会学の専門家としての知識や経験を有しており、経営に対する客観性、中立性ある助言を期待しています。
ジョージ・オルコット	○	2015年5月まで、当社が経営事項全般に関し幅広い助言を得ることによるガバナンスのさらなる強化・充実等を目的に設置したアドバイザリー・ボード委員であり、同氏と当社との間には、アドバイザリー・ボード委員の報酬支払いの取引がありましたが、その報酬は年額1,000万円未満であります。また、同氏が特任教授として所属していた東京大学に対する取引及び寄付がある他、同氏が特別招聘教授として所属している慶應義塾大学に対する取引がありますが、いずれの取引及び寄付も総収入の2%未満であります。これらの取引も含め、当社の定める社外役員の独立性基準を満たしており、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断し、詳細につきましては記載を省略します。	当社の定める社外役員の独立性基準および東京証券取引所の定める独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと考えられるため、独立役員に指定しています。また、グローバル経営における人材育成、コーポレートガバナンスの専門家であるとともに、金融機関における企業経営者としての豊富な経験や高い見識を有しており、グローバルかつ客観的な視点から経営全般に係る助言を期待しています。
佐藤 りえ子	○	2015年5月まで、当社が経営事項全般に関し幅広い助言を得ることによるガバナンスのさらなる強化・充実等を目的に設置したアドバイザリー・ボード委員であり、同氏と当社との間には、アドバイザリー・ボード委員の報酬支払いの取引がありましたが、その報酬は年額1,000万円未満であり、当社の定める社外役員の独立性基準を満たしていることから、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断し、詳細につきましては記載を省略します。	当社の定める社外役員の独立性基準および東京証券取引所の定める独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと考えられるため、独立役員に指定しています。また、弁護士としての豊富な経験や高度かつ専門的な知識及び他の会社の社外監査役としての豊富な経験を有しており、客観的な視点から主に企業法務に係る積極的な助言を期待しています。
朱 殷卿	○	2013年3月まで当社の取引先であるメリルリンチ日本証券株式会社の業務執行者であり、同社と当社の間には、取引等がありますが、それぞれの売上の2%未満であります。また、当社が2015年2月までの間アドバイザリー業務を委託し報酬を支払った株式会社コアバリューマネジメントの業務執行者でありますが、その報酬は年額1,000万円未満であります。これらの取引も含め、当社の定める社外役員の独立性基準を満たしており、株主・	当社の定める社外役員の独立性基準および東京証券取引所の定める独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと考えられるため、独立役員に指定しています。また、金融機関における企業経営者としての豊富な経験や高い見識を有しており、取締役会等において、グローバルかつ客観的な視点から経営全般に係る積極的な意見をいただくとともに、経営を監督する役割を

		投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断し、詳細につきましては記載を省略します。	担っていただけるものと判断しています。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名委員会	6	0	2	3	1	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	6	0	2	3	1	0	社外取締役

補足説明

委員の人選について、会長・社長・社外委員で構成することとしており、社外委員は社外取締役または社外有識者から取締役会にて選任しています。なお、委員会の独立性を確保するため、原則として委員の過半数を社外委員とすることとしています。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	5 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人(新日本有限責任監査法人)から、期初に監査計画の説明を受け、また定期的に監査実施状況および監査結果の報告を受ける等、相互連携を図っています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
大森 政輔	弁護士													
和地 孝	他の会社の出身者										△			
谷口 恒明	他の会社の出身者										△			

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大森 政輔	○	―――	当社の定める社外役員の独立性基準および東京証券取引所の定める独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと考えられるため、独立役員に指定しています。また、裁判官、検事、内閣法制局幹部、国家公安委員、弁護士を歴任し、豊富な経験と高度かつ専門的な知識を有しており、客観性、中立性ある視点での取締役の職務執行の監査を期待しています。
和地 孝	○	2011年6月まで、当社の取引先であるテルモ株式会社の業務執行者でした。同社と当社の間には、保険取引がある他、株式の保有関係がありますが、保険取引については当社の売上の2%未満、株式の保有は当社の最新の株主名簿の11位以下であり、当社の定める社外役員の独立性基準を満たしていることから、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断し、詳細につきましては記載を省略します。また、有限会社人づくり経営研究会の代表取締役ですが、同社と当社の間には取引関係はありません。	当社の定める社外役員の独立性基準および東京証券取引所の定める独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと考えられるため、独立役員に指定しています。また、経営者としての豊富な経験と企業経営に関する高い見識を有しており、客観性、中立性ある視点での取締役の職務執行の監査を期待しています。
谷口 恒明	○	2011年6月まで、当社の取引先である公益財団法人日本生産性本部の業務執行者でした。同法人と当社の間には、取引等がありますが、それぞれの売上の2%未満であり、当社の定める社外役員の独立性基準を満たしていることから、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断し、詳細につきましては記載を省略します。	当社の定める社外役員の独立性基準および東京証券取引所の定める独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと考えられるため、独立役員に指定しています。また、公益財団法人日本生産性本部での様々な分野における生産性・経営品質の向上に係る調査研究、提言活動を通じた経験を有しており、客観性、中立性ある視点での取締役の職務執行の監査を期待しています。

【独立役員関係】

独立役員の人数	8 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しています。
社外役員の独立性を判断するための基準（社外役員の独立性基準）は以下のとおりです。

1．現在または過去において、当社、当社の子会社または関連会社の業務執行者となったことがないこと
2．当社の最新の株主名簿の10位以内の大株主、または大株主である団体の業務執行者でないこと
3．直近3会計年度において、年間のそのグループ間の取引総額が相互にその連結売上高の2%以上の取引先およびその連結子会社（有価証券報告書上の連結子会社をいう）の業務執行者でないこと
4．直近3会計年度において、当社から役員報酬等以外に平均して年1，000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、会計専門家もしくは法律専門家、または会計監査人もしくは顧問契約先（それらが法人、組合等の団体である場合は、当該団体の業務執行者またはパートナー等）でないこと
5．直近3会計年度において、総収入もしくは経常収益の2%以上の寄付を当社から受けている非営利団体の業務執行者でないこと
6．2～5の団体または取引先において過去に業務執行者であった場合、当該団体または取引先を退職後5年以上経過していること
7．当社または当社の特定関係事業者の業務執行者（ただし重要でないものを除く）の配偶者または三親等以内の親族でないこと

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する	

施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

取締役(社外取締役を除く)の役員報酬について、定額報酬、会社業績報酬、部門業績報酬および株式報酬型ストックオプションで構成しています。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、その他

該当項目に関する補足説明

当社取締役(社外取締役を除く)および執行役員に対し、株式報酬型ストックオプション(新株予約権)を付与しています。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

役員区分毎の報酬等の総額、報酬等の種類別の総額および対象となる役員の員数(単位:百万円、名)
(1)取締役(社外取締役を除く)
報酬等の総額 680 (内訳基本報酬 549 、ストックオプション 124 、その他 7)、対象となる員数 11
(2)監査役(社外監査役を除く)
報酬等の総額 69 (内訳基本報酬 69 、その他 0)、対象となる員数 2
(3)社外役員
報酬等の総額 101 (内訳基本報酬 101)、対象となる員数 8
(注)1.連結報酬等の総額が1億円以上となるものはいません。
2.取締役の使用人としての報酬その他職務遂行の対価はありません。
3.取締役の報酬限度額は年額840百万円、監査役の報酬限度額は年額168百万円と定めています。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【基本方針】
当社の役員報酬の決定にあたっては、次の事項を基本方針としています。
・役員報酬に対する「透明性」「公正性」「客観性」を確保する
・業績連動報酬の導入により、業績向上に対するインセンティブを強化する
・経営戦略に基づき定めた会社業績指標等に対する達成度に連動した報酬により、株主とリターンを共有することでアカウンタビリティを果たす
・個別の報酬等の額を決定する場合には、業種を考慮し、適切な比較対象となる他社の報酬等の水準を参照しつつ、報酬等の額の適正性を判断する。この場合、当社における他の役職員の報酬等および当社が属する企業集団内における他の会社の役職員の報酬等の水準等も考慮する

【手続き等】
当社は取締役(社外取締役を除く)の役員報酬について、定額報酬、会社業績報酬、部門業績報酬および株式報酬型ストックオプション(新株予約権)で構成しています。社外取締役については、定額報酬で構成しています。これらの報酬の水準は、第三者による国内企業経営者の報酬等に関する調査等を活用し、設定することとしています。なお、本方針は、報酬委員会に諮問の上、取締役会において決定しています。
監査役の役員報酬については定額報酬で構成しており、報酬の水準は第三者による国内企業経営者の報酬等に関する調査等を活用し、設定することとしています。なお、本方針は、監査役の協議によって定めています。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

より実効性ある審議を確保するため、社外取締役・社外監査役に対し、取締役会資料の事前送付等を行うとともに、付議される議案の重大性・緊急性等に鑑み、適宜、事前説明を行っています。また、議案の重大性等に鑑み、取締役会において、複数回にわたりその進捗状況や経過報告を行った後、決議を行う取組みも実施しています。また、取締役会における社外取締役・社外監査役の意見・質問等を踏まえ、適宜、追加説明を実施しています。さらに、社外取締役・社外監査役に対し、当社事業に関する理解をより一層深めていただくため、当社社内行事への出席、国内外事業所の訪問および現地経営幹部との意見交換等の機会を設けています。主に新任の社外取締役・社外監査役に対し、就任前・就任後に、当社の経営課題等に関する勉強会・研修等を実施しています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

1.業務執行について
（取締役会）
当社は取締役会において経営の重要な意思決定、および業務執行の監督を行っており、取締役に求められる義務を履行可能な者の中で、様々な知識、経験、能力を有する者により取締役会を構成し、取締役数は17名（うち女性2名）となっています。経営監督機能の一層の強化を図るとともに、社外の企業経営者や学識経験者等、豊富な経験および見識を有する者による意見を当社の経営に適切に反映させるため、業務執行から独立した立場である社外取締役を5名選任しており、社外取締役5名については、定款に基づき責任限定契約を締結しています。また、社外取締役については、独立性確保の観点から、在任期間の上限を8年としています。なお、取締役会は、原則毎月開催、必要に応じて、臨時に開催することとしています。また、取締役会は、意思決定の有効性・実行性を担保するために、毎年、自己評価等の方法により、会議運営の効率性および決議の有効性・実効性について分析を行い、その結果の概要を開示しています。

（業務執行）
当社では、意思決定・監督と業務執行を分離し機能強化を図るため、執行役員制度を導入しており、執行役員は取締役会によって選任され、取締役会の決議により定められた分担に従い、業務を執行します。執行役員は33名(うち取締役との重任10名、女性2名)となっており、社長および社長の指名する執行役員で構成する経営会議を原則月2回開催、必要に応じて臨時に開催し、経営上の重要事項および重要な業務執行の審議を行っています。また、第一生命グループに関するグループ経営上の重要事項および重要な業務執行の審議については、グループ経営本部会議において行います。グループ経営本部会議は、グループ経営態勢の整備・強化を担う12のユニットを下部組織に持つグループ経営本部の審議機関であり、本部長（社長）、副本部長、および執行役員の中から選任されたユニット担当執行役員、ならびに本部長が指名するその他の執行役員によって構成されています。

（その他）
当社は経営事項全般に関して社外の有識者より中長期的な視点に基づき幅広い助言を得ることによるガバナンスの更なる強化・充実等を目的に、アドバイザリー・ボードを設置しています。

2.監査について
（監査役監査）
当社は監査役会設置会社であり、監査役は、取締役会、経営会議・グループ経営本部会議等の重要な会議へ出席するとともに、取締役、執行役員、部門へのヒアリングなどを通じて、取締役および執行役員の職務執行の監査ならびに、当社および子会社のコンプライアンス・経営全般にわたるリスク管理への対応状況、業務・財務の状況について監査を行っています。また、監査役会では、監査に関する重要な事項について協議を行っています。そのため、監査役は、財務・会計に関する適切な知見を有する者を含むこととし、監査役数は5名(社外監査役3名)となっており、社外監査役3名については、定款に基づき責任限定契約を締結しています。また、独立性確保の観点から、在任期間の上限を12年としています。なお、監査役会は、原則毎月開催、必要に応じて、臨時に開催することとしています。また、監査役を補助すべき使用人を「監査役室」に配置し、当該使用人の人事異動および評価等に関しては監査役と協議を行う等、取締役からの独立性を確保しています。

（内部監査）
当社では、コンプライアンスやリスク管理等の観点から各業務執行所管や募集代理店の業務について内部監査を実施する組織として内部監査部を設置しています。牽制機能や内部監査の実効性を確保するため内部監査部は各業務執行所管や募集代理店から独立した組織としています。

（会計監査）
当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、山内正彦、山野浩の2名であり、新日本有限責任監査法人に所属しています。また、当社の監査業務に係る補助者は、公認会計士14名、その他39名となっています。

3.指名、報酬決定について
経営の透明性を高めるために、取締役選任候補者の適格性を確認し、取締役・執行役員の選任および解任について審議する指名委員会と取締役・執行役員の報酬制度等について審議する報酬委員会を設置しています。
指名委員会・報酬委員会ともに、社内取締役2名、社外取締役3名、社外有識者1名にて構成し、社外取締役が議長を務めています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では、監査役会の設置に加え、社外取締役・社外監査役の選任、執行役員制度の導入および任意の委員会の設置等により、社外の視点も踏まえた実効的なコーポレートガバナンス体制を構築しています。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2016年6月24日開催の第6期定時株主総会の招集通知を6月2日（株主総会の22日前）に発送しました。また、情報提供早期化の観点から、招集通知の発送に先駆け、当社および東京証券取引所のホームページ等には5月17日にその内容を公表しました。
集中日を回避した株主総会の設定	2016年6月24日に開催しました。
電磁的方法による議決権の行使	パソコン又は携帯電話から、当社の指定する議決権行使サイトにて、議決権を行使いただくことができます。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームを採用しております。

招集通知（要約）の英文での提供	招集通知の英訳版を作成し、ホームページに掲載しております。
その他	株主の皆さまの利便性向上を目的として、株主総会招集通知およびその英訳版をホームページに掲載しています。また、定款、株式取扱規程およびその英訳版についてもホームページに掲載しています。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向けIRフェアや証券会社等において個人投資家向け説明会を開催しています。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期毎の決算発表日にアナリスト・機関投資家向けの電話会議を開催しています。また、通期および中間期については、社長、担当役員等による決算説明会も開催しています。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	海外投資家に対する社長、担当役員等によるIR訪問を行っているほか、証券会社主催のカンファレンス等に参加しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、適時開示資料、アニュアルレポート等の掲載はもとより、アナリスト・投資家向け電話会議や説明会の資料、その際の質疑応答メモなども掲載しています。	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営企画部内にIR室を配置しています。	
その他	英文での開示については日本語での開示との間で重大な格差が生じないよう努めます。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「グループミッション」、「グループビジョン」および「企業行動原則（DSR憲章）」において、各ステークホルダーを尊重する旨を定めています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社では、一般的なCSRという言葉の枠に収まらない当社独自の取組みとして、第一生命の「D」を頭文字に「DSR（※）」と表現し、経営品質向上と持続的価値創造を目指す「DSR経営」を実践しています。 また、CSR活動に関する課題につきましても、DSR推進委員会傘下に4つの専門委員会（品質保証推進専門委員会、ES・ダイバーシティ＆インクルージョン推進専門委員会、社会貢献・環境活動推進専門委員会、健康増進推進専門委員会）を設置し、その運営を通じた実効性のある取組みを推進しています。 環境保全活動に関しても、「DSR経営」の一環として環境経営を実践しています。具体的には「環境基本方針」に基づき、社会貢献・環境活動推進専門委員会にて、事業活動に関わる環境上の課題や取組内容について協議を行い、エネルギー削減や紙資源の効率的利用をはじめ、地球環境保護に資する各種取組みを推進しています。 ※DSR=Dai-ichi's Social Responsibility（第一生命グループの社会的責任）
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	情報開示基本方針において、ホームページやアニュアルレポート等を通じて、ステークホルダーに対して幅広く情報提供を行う旨を定めています。さらに、IRポリシーにおいては、株主・投資家などの皆さまへの情報提供の基本姿勢、開示方法等を定めホームページで開示しています。
	＜ダイバーシティ＆インクルージョンの推進について＞ 当社は、グループビジョン「いちばん、人を考える会社になる。」の実現に向けて、多様な個性を相互に受け入れ活かすことで価値創造につなげる「ダイバーシティ＆インクルージョン（D＆I）」の推進に力を入れています。性別、国籍、文化、年齢、学歴、キャリア、性的指向・性自認、ライフスタイルなど、多様な職員がその能力を最大限に発揮できる魅力的な職場環境の実現を目指します。その実現に向けて、社長を委員長とするDSR推進委員会の下部組織として部門横断のES・ダイバーシティ＆インクルージョン推進専門委員会を設置し、D＆Iの目標設定

その他	や施策内容の検討・検証を行っています。 2015-2017年度中期経営計画D-Ambitiousにおいては、前中期経営計画Action Dに引き続きグループ人財価値（Diversity）の向上を4つの基本戦略の柱の一つにおき、各種取組みを実施しています。 ・人財育成体系の充実 ポジティブアクションプログラムとして、女性職員のスキル向上および上位職層への意識醸成にむけた階層別次世代女性リーダー育成研修を実施しています。 具体的には、役員によるメンター制度の導入による経営管理職層への女性登用に向けた取組みを強化、また、部門における女性管理職育成強化策として、担当役員と人事部との間で、女性リーダー候補者リストを共有した上で、候補者に対するOJTを通じた能力開発や、役員と候補者とのラウンドテーブルの開催による意識醸成を図っています。 2016年度は、ポジティブアクションプログラムの中でさらなるOJTの充実をはかり、候補者に対する育成のフォロー体制を強化し、早期リーダー育成の取組みを加速しています。 ・ワーク・ライフ・バランスの推進 法定を上回る育児休業制度や短時間勤務等の両立支援制度の充実のほか、総労働時間の縮減、在宅勤務制度や休暇取得の推進等、男女ともに仕事と生活の調和が図れる施策を推進しています。 ・積極的な女性登用 2016年４月１日付で当社２人目となる女性執行役員が誕生しました。また、女性経営管理職（支配人・補佐役・部長職）は昨年度比1.2倍になるとともに、管理職登用のうち約4割が女性となりました。この結果、2016年４月１日時点で国内生保3社（第一生命・第一フロンティア生命・ネオファースト生命）の管理職以上の女性職員は約830名、比率は23.3%となりました。 なお、より詳細な取組みについては、弊社ホームページをご参照ください。 http://www.dai-ichi-life.co.jp/dsr/employee/inclusion.html 当社のこうした考え方や取組みが評価され、下記の賞を受賞しています。 ■内閣府男女共同参画局による「２０１５年度 女性が輝く先進企業表彰 内閣府特命担当大臣賞」受賞 ■厚生労働大臣の改正次世代育成支援対策推進法に基づく特例認定（通称：プラチナくるみん認定）制度において「プラチナくるみん認定」取得 （詳細は2015年12月22日付のプレスリリースを参照ください。http://www.dai-ichi-life.co.jp/company/news/pdf/2015_071.pdf） ■NPO法人Ｊ－Win主催の「２０１６ Ｊ－Winダイバーシティ・アワード」において「企業賞 アドバンス部門 大賞」受賞 （詳細は2016年３月７日付のプレスリリースを参照ください。http://www.dai-ichi-life.co.jp/company/news/pdf/2015_089.pdf）

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、内部統制に関する基本的な考え方や取組方針を「内部統制基本方針」として制定しています。本基本方針は、経営基本方針である「最大のお客さま満足の創造」、「社会からの信頼確保」、「持続的な企業価値の創造」、「職員・会社の活性化」の具現化に向け、内部統制態勢の整備および運営に関する基本的な事項を定めることによって、業務の適正性の確保および企業価値の創造を図り、もって生命保険会社としての社会的責任に資することを目的としています。
また、内部統制体制の整備の一環として、内部統制委員会を設置しています。同委員会は、取締役会・経営会議を補佐する専門組織として「内部統制基本方針」に基づき内部統制の体制整備・運営の推進を図るとともに、コンプライアンス委員会・各リスク管理委員会・反社会的勢力対策委員会の上位機関として、コンプライアンス・情報資産保護・リスク管理・反社会的勢力対応に関する事項についての確認・審議を行っています。なお、内部統制委員会は代表取締役および内部統制を担当する所管の担当執行役員で構成され、原則毎月開催しています。加えて当社では、内部統制の実効性を高めるため「内部統制セルフ・アセスメント（CSA: Control Self Assessment）」を実施しています。「内部統制セルフ・アセスメント」では、業務ごとに主要なリスクを洗い出し、リスクが発生した場合の影響や損失の大きさなどの視点でその重要性を評価し、さらにリスクの抑制や業務改善を図り、適正な業務運営を推進しています。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社では、「社会からの信頼確保」を経営基本方針に掲げており、市民社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展と企業活動を妨げる反社会的勢力からの不当要求に対しては、組織全体で対応することとし、保険契約をはじめとした全ての取引等において一切の関係遮断・被害防止に努めています。
上述の「内部統制基本方針」において、反社会的勢力との関係遮断・被害防止に関する基本的な考え方や取組方針について規定するとともに、この基本方針に基づく「反社会的勢力対策規程」を制定しております。また、役職員個人の行動原則を定めた「行動規範」において、その徹底を図っています。さらに、「反社会的勢力対策基準書」を制定し、役職員が遵守すべきルールや具体的な取組みの詳細について明確化しています。
反社会的勢力への対応について、全社横断的に広範囲な協議を行うことを目的に反社会的勢力対策委員会を設置するとともに、総務部を統括所管として、関係遮断・被害防止態勢の整備・強化を推進しています。また、平素より、反社会的勢力との関係遮断・被害防止のため、所轄警察署、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関との緊密な連携体制の構築にも努めています。

Ⅴ その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

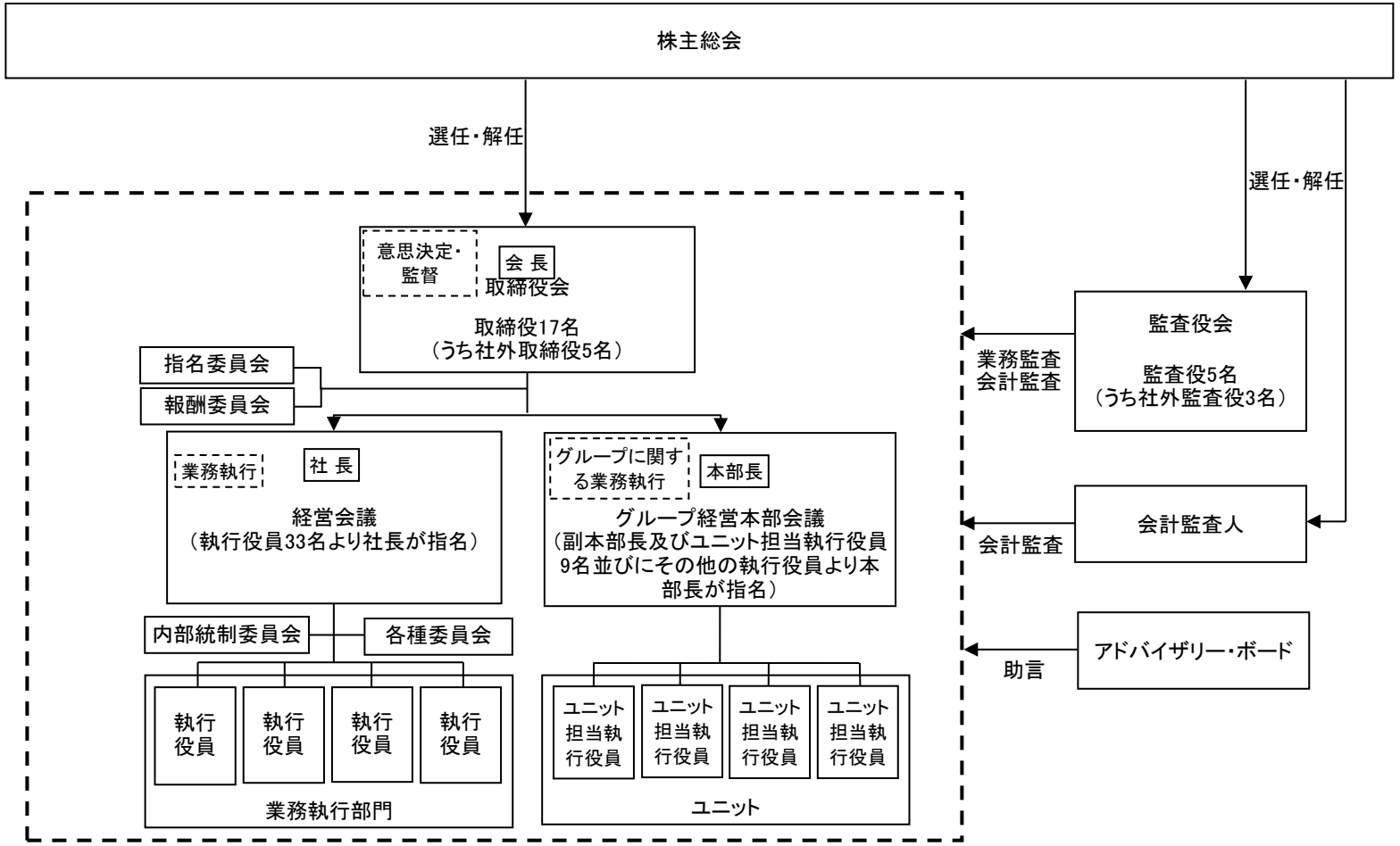
該当事項はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

＜会社情報の適時開示に係る体制＞
当社は、情報開示に関するコンプライアンスの観点から、また、当社グループに対する信頼と適切な評価を得るために、お客さま・株主・投資家の皆さまに対して当社の会社情報を適時・適切に開示することが、不可欠と認識しています。この認識のもと、適時開示に関する手続きおよび社内の役割分担を明文化し、社内への周知を図っています。

（1）情報開示委員会
当社の会社情報の収集、開示要否の判断、重要事実の管理、適時・適切な情報開示等ならびにこれらの体制整備を実施する組織として「情報開示委員会」を設置しています。「情報開示委員会」は適時開示を担当する部署の担当執行役員を委員長とし、関係各部長を構成員としています。
（2）適時開示に係る社内体制
・適時開示に関する情報の把握
当社の会社情報の収集に関連する社内の各部署を「管理所管」として指定し、これらの管理所管を通じて、当社の会社情報を「情報開示委員会」に集約する体制としています。
・適時開示の判断
収集した会社情報について「情報開示委員会」において、上場証券取引所規則等ならびに関係法令等に基づき開示要否の判断を行うこととしています。
・適時開示の実施
「情報開示委員会」での開示要否の判断に基づいて、定められた手順に従い、適時開示を実施しています。
（3）内部監査の実施
内部監査部門が、会社情報の適時開示に係る体制が全社的に有効に機能しているかどうかを定期的に検証し、取締役会等に報告することとしています。

【参考資料:模式図】


株主総会
選任・解任
選任・解任
意思決定・監督
会 長
取締役会
取締役17名
（うち社外取締役5名）
指名委員会
報酬委員会
業務執行
社 長
経営会議
（執行役員33名より社長が指名）
グループに関する業務執行
本部長
グループ経営本部会議
（副本部長及びユニット担当執行役員9名並びにその他の執行役員より本部長が指名）
内部統制委員会
各種委員会
執行役員
執行役員
執行役員
執行役員
業務執行部門
ユニット担当執行役員
ユニット担当執行役員
ユニット担当執行役員
ユニット担当執行役員
ユニット
監査役会
監査役5名
（うち社外監査役3名）
業務監査
会計監査
会計監査人
会計監査
アドバイザリー・ボード
助言

【会社情報の適時開示に係る体制図】

